

○沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例

昭和62年12月25日条例第42号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域における企業立地の促進を図り、もって県内における産業及び貿易の振興に資するため、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先
航空機整備施設	那覇市字大嶺260番
うるま地区内賃貸工場	うるま市字州崎地内及び勝連南風原地内
うるま地区内企業立地サポートセンター	うるま市字州崎12番94
うるま地区内素形材産業振興施設	うるま市勝連南風原5192番30

(那覇地区等施設の管理)

第3条 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区、航空機整備施設、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター（以下「那覇地区等施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 那覇地区等施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第15条第1項の規定による放置物件の除去命令に関する業務
- (3) 第16条第1項の規定による立入り等に関する業務
- (4) 那覇地区等施設の施設の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、那覇地区等施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に那覇地区等施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、那覇地区等施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、那覇地区等施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、那覇地区等施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う那覇地区等施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員6人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(使用の許可)

第9条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の施設（以下「施設」という。）、附属設備又は機械器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第10条 使用者は、別表に掲げる金額の範囲内において規則で定める金額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため、前条第1項の許可の取消し又はその効力の停止がなされたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者が施設において使用する電気、水道、下水道、電話等の費用は、使用者の負担とする。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除するこ

とができる。

(工作物等の設置等)

第12条 使用者は、その使用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第15条 指定管理者は、那覇地区等施設内における放置物件が那覇地区等施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

2 知事は、うるま地区内素形材産業振興施設内における放置物件がうるま地区内素形材産業振興施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第16条 指定管理者は、那覇地区等施設の管理上必要があると認めるときは、那覇地区等施設の管理業務に従事する者に、第9条第1項の規定により使用を許可された場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、那覇地区等施設の管理上特に必要があると認めるときは、その職員に、第9条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

3 知事は、うるま地区内素形材産業振興施設の管理上必要があると認めるときは、その職員に、第9条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

4 前3項の規定により立入り等をする者及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第9条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第18条 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第10条関係)

1 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

種別	単位	金額
倉庫用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,310円
加工用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,310円
一般展示用施設使用料(専用使用)	1平方メートルにつき月額	1,830円
一般展示用施設使用料(一時使用)	1平方メートルにつき日額	60円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,830円
野積場使用料(専用使用)	1平方メートルにつき月額	210円
野積場使用料(一時使用)	1平方メートルにつき日額	10円

食堂用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,790円
駐車場使用料（専用使用）	1台につき月額	4,200円

2 航空機整備施設

種別	単位	金額
航空機整備施設使用料	月額	23,296,100円

3 うるま地区内賃貸工場

種別	単位	金額
1,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	800,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料（2区画分割型）	1区画につき月額	600,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,600,000円
高度技術製造業賃貸工場使用料	月額	3,883,200円

4 うるま地区内企業立地サポートセンター

種別	単位	金額
事務所使用料	1室につき月額	18,780円
会議室使用料	1室1時間につき	210円
附属設備使用料	1式1時間につき	160円

5 うるま地区内素形材産業振興施設

種別	単位	金額
工場使用料	1室につき月額	260,000円
研修室使用料	1室1時間につき	400円
会議室使用料	1室1時間につき	210円
附属設備使用料	1式1時間につき	160円
機械器具使用料	1式1時間につき	4,960円

備考

- 1 専用使用とは使用の期間が1月以上のものをいい、一時使用とは使用の期間が1月未満のものをいう。
- 2 月額による使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるもの

とする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。

- 3 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、1平方メートルとして使用料の額を算定する。